

相続人代表者等（指定・変更）届出書

令和 年 月 日

養老町長

相続人代表者氏名

㊞

地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人の総意により、次のとおり指定・変更しましたので届け出ます

被 相 続 人	ふりがな			
	氏名			
	死亡時の住所			
	死亡年月日	大・昭・平・令	年	月 日
相 続 人 代 表 者	ふりがな		被相続人 との続柄	
	氏名	㊞		
	住所	〒 —		
	生年月日	大・昭・平	年	月 日
	電話番号			
	個人番号又は法人番号			
代 表 者 以 外 の 相 続 人	氏名	住所等	生年月日	被相続人との続柄
		〒 TEL		
		〒 TEL		
		〒 TEL		
		〒 TEL		
		〒 TEL		

※相続人代表者は相続人の一人であり、相続人の共有物である資産に係る地方公共団体の徴収金は、共有者が連帯して納付する義務を負う事となっています。（地方税法第10条の2）

受付		備考
入力		
確認		
確認2		

